

四街道市

学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する
ガイドライン（第１版）

令和６年８月

四街道市教育委員会

目 次

1	ガイドライン策定の趣旨	P 1
2	学校部活動	P 1
	(1) 適切な運営のための体制整備	
	①学校部活動に関する方針の策定	
	②指導・運営に係る体制の構築	
	(2) 合理的かつ効果的な活動の推進	
	(3) 適切な休養日等の設定	
	(4) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	
	(5) 学校部活動としての地域連携	
3	地域クラブ活動	P 6
	(1) 適切な運営のための体制整備	
	①参加者	
	②運営団体・実施主体	
	(2) 合理的かつ効果的な活動の推進	
	①指導者の量の確保	
	②指導者の質の確保	
	(3) 適切な休養日等の設定	
	(4) 地域の特性を活かした活動	
	(5) 責任の所在と保険の加入	
	(6) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	
4	学校部活動を地域へ移行するための環境整備	P 1 2
	(1) 休日の学校部活動の地域移行に関する達成時期の取扱い	
	(2) 学校部活動と地域クラブ活動の関係性の整理	
	(3) 市教育委員会における総合的・計画的な取組	
5	大会等への参加	P 1 4
	(1) 生徒の大会参加	
	(2) 大会運営への従事	
6	安全に配慮した体制整備	P 1 5
7	おわりに	P 1 7

1 ガイドライン策定の趣旨

(1) 趣旨

本ガイドラインは、学校を含めた地域全体における子どもたちのスポーツ・文化芸術環境を整備するにあたり、持続可能な体制となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方を示すとともに、新たな地域クラブ活動を推進するための市の考え方を示すものである。

(2) 対象

ア 本ガイドラインは、市内中学校の生徒の学校部活動及び地域クラブ活動を主な対象とする。

イ 本ガイドラインのうち「2 学校部活動」「6 安全に配慮した体制整備」については、小学校段階についても対象とするが、児童の心身の発達の程度にさらに配慮するものとする。

ウ 本ガイドラインのうち「3 地域クラブ活動」「4 学校部活動を地域へ移行するための環境整備」「5 大会等への参加」については、市内中学校の生徒の活動を対象とする。

2 学校部活動

学校部活動は、学校教育の一環として行われ、教育課程との関係は以下のとおりである。

中学校学習指導要領（平成29年3月）【抜粋】

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。

特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

※運動部活動については、小学校学習指導要領解説体育編（平成29年）第3章3、中学校学習指導要領解説保健体育編（平成29年7月）第3章3も参考とする。

(1) 適切な運営のための体制整備

①学校部活動に関する方針の策定

ア 校長は、本ガイドラインに則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日程等）を作成し、校長に提出する。

＊【巻末資料】を活用する。

イ 校長は、前記アの活動方針、活動計画及び活動実績を学校のホームページへの掲載等により公表する。

②指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、教師だけでなく、部活動指導員¹や外部指導者²等の適切な指導者を確保することを基本とし、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消の観点から適正な数の学校部活動を設置する。

イ 市教育委員会は、部活動指導員を確保し、教師ではなく部活動指導員が顧問となり指導や大会等の引率を担える体制を構築する。

ウ 市教育委員会は、部活動指導員等の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、学校部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

エ 市教育委員会及び校長は、教師の学校部活動への関与について、必ずしも教師が担う必要のない業務であること及び部活動が活動時間等の上限まで実施するとは限らないものであることを、教職員だけでなく保護者とも共有し、法令や「公立学校

¹ 本ガイドラインでいう部活動指導員とは、学校教育法施行規則第78条の2に基づく「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員のことをいう。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

² 本ガイドラインでいう外部指導者とは、無償又は有償のボランティアとして、部活動顧問の運営方針の下、顧問と協力、連携しながら、主に技術面における指導を補佐する地域人材のことをいう。

の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針³」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、教師の業務改善及び勤務時間管理等を行う。

オ 校長は、教師を部活動顧問に決定する際、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や出退勤記録調査の結果、本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。

カ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

キ 市教育委員会は、部活動顧問を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする学校部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

（2）合理的かつ効果的な活動の推進

ア 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（バランスのとれた学校生活への配慮を含む）、活動場所における事故防止に努めるとともに、体罰・ハラスメントを根絶するという意識を全ての教職員、保護者と共有し徹底する。

特に運動部活動においては、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月 文部科学省）に則った指導を行う。市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 文化部活動⁴の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスの

³ 「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」と定義し、超過勤務時間の管理を行う。本県では「学校における働き方改革推進プラン」（千葉県教育委員会 令和3年3月改訂）において、部活動指導員の活動等も含め、段階的・総合的な取組を求めている。

⁴ 文化部活動については、芸術文化を目的とするもの以外にも、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティア、趣味等の活動を行うものなども幅広く含まれ得るものと捉えられていることから、本ガイドライン上では「運動部以外の全ての部活動」とし、以下、「文化部活動」と表記する。

とれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の技能向上や生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、生徒それぞれの目標が達成できるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で、発達や性別の違いに関わらず、誰もが自主的・協同的に活動に参画できるよう、適切な指導を行う。

オ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が示す指導の手引きを活用し、前記アからエに基づく指導を行う。

(3) 適切な休養日等の設定

ア 学校部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内外の諸活動、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、また、スポーツ医・科学の観点⁵、前記(1)②エの視点を踏まえ、以下を基準とする。

●適切な活動時間

活動は平日を基本とし、1日の活動時間は、長くとも2時間程度とする。なお、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）を含む学校の休業日に活動を行う場合は、長くとも3時間程度とする。

●休養日の設定

学期中は平日に1日以上、週末に1日以上、少なくとも週当たり2日以上、休養日を設けることとする。なお、週末に大会等に参加した場合は、休養日を他の日に振り替える。

長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

⁵ 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

イ 校長は、（１）①に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、前記アの基準を踏まえるとともに、本ガイドラインに則り、学校部活動の活動時間及び休養日等を設定し、公表する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ 市教育委員会は、前記イに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

（４）生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 市教育委員会は、合同部活動や複数校の生徒が拠点校⁶の学校部活動に参加する等、学校や地域の実態に応じて円滑に活動を行うことのできる取組を推進する。その際、前記２（１）②アの観点も参考とする。

イ 市教育委員会及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

（５）学校部活動としての地域連携

ア 市教育委員会及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。その際、各地域において、後記３ウに示す協議会の機能を活用する。

イ 市教育委員会及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施することなどにより連携を深め、多様な活動機会を設ける。

ウ 地域のスポーツ協会、競技団体その他のスポーツ団体は、市教育委員会と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を図る。

また、各分野の文化芸術団体等は、市教育委員会と連携し、学校と地域が協働・融合した形での文化芸術等の活動を推進する。さらに、市教育委員会が実施する部活動指導員の任用・配置や、部活動顧問等に対する研修等、スポーツ・文化芸術活動の指導者の質の向上に関する取組に協力する。

⁶ 拠点校部活動に参加する場合で、かつ在籍する学校に当該部活動や担当顧問等の設置がない場合においても、拠点校部活動に参加することが在籍校の方針であることが示されており、活動計画を備えている場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度の対象となる。

エ 市教育委員会及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携した活動を推進する。

オ 市教育委員会及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

3 地域クラブ活動

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。））の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。

これを踏まえ、地域クラブ活動は、学校と連携し、市立中学校において学校部活動の維持が困難となる前に、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点から、活動の機会及び質の充実を図ることが重要である。

本ガイドラインでは、従来学校部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を、地域から支えに行く視点の重要性にも着目しつつ、地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等について整理する。

ア 市教育委員会は、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場として、地域クラブ活動を行う環境の整備に努める。

イ 地域におけるスポーツ・文化芸術活動の運営団体・実施主体等の整備を通して、利用者のニーズに応じた複数の運動種目・文化芸術分野に取り組めるプログラムの提供、指導者の確保等に取り組み、生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機とする。

ウ 市教育委員会は、地域スポーツ・文化振興担当部署、社会教育・生涯学習担当部署及び学校の設置・管理運営を担う担当部署並びに地域スポーツ文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会を設置し、定期的・恒常的な情報共有及び連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。

(1) 適切な運営のための体制整備

①参加者

ア 従来の学校部活動に所属していた生徒、学校部活動に所属していない生徒、運動や歌、楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒、障害のある生徒等、希望する全ての生徒を対象とする。

イ 実際の活動にあたっては、前記アに加え、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、当該クラブ活動における従前からの参加者や、参加を希望する様々な年代の参加者とともに活動することも考えられる。

②運営団体・実施主体

ア 市教育委員会は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。

イ 市教育委員会は、『スポーツ団体ガバナンスコード⁷<一般スポーツ団体向け>』を運営団体・実施主体等に対して広く周知する。また、運営団体・実施主体は『スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>』に準拠した運営を行うことが求められる。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日程等）を策定し、公表する。その際、ウェブサイト等を有していない団体は、市教育委員会のウェブサイト等を利用する。

(2) 合理的かつ効果的な活動の推進

①指導者の量の確保

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員となっている人材の活用、退職教師、希望する教師等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生や保護者など、様々な関係者から指導者を確保する。

⁷ スポーツ庁が平成30年12月に策定した「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」において、スポーツ団体が適切な組織運営を行う上での原則・規範としてスポーツ団体ガバナンスコードを策定することとし、スポーツ審議会における審議を経た上で、中央競技団体向け及び一般スポーツ団体向けのガバナンスコードを策定した。

イ 市教育委員会は、市内におけるスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、必要に応じて人材バンクを整備するなど、地域クラブ活動の運営団体・実施主体による指導者の配置を支援する。その際、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「J S P O」という。）が運営する公認スポーツ指導者マッチングサイトや千葉県が設置する広域人材バンク（仮称）を利用する。

ウ 市教育委員会及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、必要に応じ I C T を活用した遠隔指導ができる体制を整える。

エ 市及び教育委員会は、地域クラブ活動での指導を希望する教師又は職員が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の見直しを行う。その際、関係法令⁸、国が示す手引き等⁹も参考としつつ、以下の点に留意する。

●本人の意思の尊重

教育委員会等が兼職兼業の許可をする際には、兼職兼業を希望しない教師等が、やむを得ず兼職兼業を申請することがないように、申請者本人の意思を十分に確認、尊重するとともに、学校や地域クラブ活動の運営団体・実施主体と連携の上、教師等の健康、本来業務への支障がないことも勘案して許可する。

例）条例等に定めた勤務時間外における教師等の在校等時間に、兼職兼業により従事する時間を加算した時間が、複数月平均で月当たりの超過勤務時間 8 0 時間を超えないよう確認するとともに、適宜、支援及び指導・是正を行う。

●安定的な指導者の確保

地域のスポーツ・文化芸術団体等において、教師等を指導者として雇用等する際は転居や、勤務地の異動や退職等があっても当該教師等が当該団体等において指導を継続する意向の有無を踏まえ、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。

●身分の明確化

市教育委員会は、地域クラブ活動における教師等の関与の実態の把握に努め、教師等が地域クラブ活動の実質的な指導者として恒常的に関与している場合、その管理主体を明確にする。

②指導者の質の保障

ア 市教育委員会は、生徒にとってふさわしいスポーツ・文化芸術等に親しむ環境を整備するため、各地域において専門性や資質・能力を有する指導者を確保に努める。

⁸ 地方公務員法第 3 8 条、教育公務員特例法第 1 7 条、営利企業等の従事制限に関する規則第 3 条等を根拠とする。

⁹ 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（厚生労働省）「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について」（令和 3 年 2 月 17 日 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長）「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」（文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課・スポーツ庁地域スポーツ課・文化庁参事官（文化芸術担当）付）を参考とする。

イ 市教育委員会は、J S P Oをはじめとしたスポーツ・文化芸術団体¹⁰や千葉県¹¹が主催する指導者資格取得制度を、団体等に広く周知するとともに、適宜活用する。

ウ 市教育委員会及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、各スポーツ・文化芸術団体等と連携し、指導者の質を保障するための研修等実施の際、指導技術の担保や生徒の安全・健康面の配慮など、生徒への適切な指導力等の質に関することのみならず、暴言、暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶する。また、これまでの部活動の意義や役割についても継承・発展させられるよう、学校教育関係者とも必要な連携をしつつ、発達段階やニーズに応じた活動ができるよう留意する。なお、地域文化クラブ活動においては、著作権についても指導者の理解を深める。

エ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者に問題となる行動が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、J S P O等の統括団体が設ける相談窓口¹²を活用し、公平・公正に対処する。市教育委員会は、地域の実情に応じて、地域クラブ活動の運営団体・実施主体と連携しつつ、第三者として相談を受ける窓口を設置し、解決に向けた支援を行う。

オ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体及び指導者は、2（2）に準じ、適切な指導の実施に努める。市教育委員会は適宜、指導助言を行う。

（3）適切な休養日等の設定

ア 地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会志向の強いものも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう「2 学校部活動」に準じ、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定する。

その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、3ウ及び3（1）②に示す連携の在り方を踏まえ、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者で調整を図ることが必要である。

¹⁰ JSPO では、各競技団体等が連携し取得することができる公認スポーツ指導者の資格取得機会を拡充している他、競技別の資格を受講・取得できない場合はスタートコーチ（教員免許状所持者）やコーチ1 資格の共通科目部分であるコーチングアシスタント資格の取得を円滑に行うことのできる取組をしている。また、千葉県吹奏楽連盟では、吹奏楽部の地域指導者の育成を目的とし、「吹奏楽部活動指導者認定講習」を開催している。

¹¹ 千葉県では、「千葉県スポーツリーダー養成講習」を定期において開催し、認定証の発行を行っている。同講習会は、スポーツ推進委員、スポーツプログラマー、生涯スポーツ公認指導員、スポーツリーダーの更新講習と兼ねることができる。

¹² JSPO は、公認スポーツ指導者資格保有者及びスポーツ少年団登録者に対し、「登録者等処分規程」（令和5年1月1日施行）を適用し、審議対象となる行為者の属性等に応じて、千葉県スポーツ協会等を通して事実調査を実施の上、処分を決定する。

●適切な活動時間

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は原則として3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

●休養日の設定

学校の学期中は、平日に1日以上、週末に1日以上、少なくとも週当たり2日以上の休養日を設けることとする。なお、週末に大会等に参加した場合は、休養日を他の日に振り替える。

学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、当該活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、3（1）②ウに示す計画表の公表に当たっては、上記アの基準を踏まえ、活動時間及び休養日等を設定し、明記することが望ましい。また、活動実態の把握に努め、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長及び市教育委員会は、教師等に兼職兼業を許可する際、上記アも教師等の健康、本来業務への影響に関連すること、併存する学校部活動と同様に教育的意義を有することを踏まえ、地域クラブ活動の運営団体・実施主体と適切に連携し、活動実態の把握に努め、必要な指導助言を行う。

（４）地域の特性を活かした活動

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、市内小中学校だけでなく、公共施設等も活用する。

イ 市教育委員会及び学校は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、前記3ウに示す協議会等を通じて、前記アを踏まえた地域クラブ活動が利用する際の利用ルール等を策定する。なお、策定に当たっては、各種通知や手引き¹³等を参考に取り組む。

ウ 市教育委員会及び校長は、地域クラブ活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

¹³ 「学校体育施設の有効利用に関する手引き」（令和2年3月スポーツ庁）、「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」（令和3年1月文化庁）において、地域と協働した運営面・施設面の観点から課題を整理している。

(5) 責任の所在と保険の加入

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、事故が発生した場合の管理責任の主体、補償の範囲等を明確にし、定款や規約等に明記するだけでなく、地域クラブ活動の指導者や参加者等に対して、事前及び定期において十分な理解を得て活動する。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、分野、競技特性、これまでの怪我や事故の発生状況等を踏まえるとともに、故意又は過失による賠償責任も想定した上で適切な補償内容である保険を選定し、指導者や参加者等に対して保険加入を義務付けるなど、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにする。

なお、学校部活動と地域クラブ活動が併存することを踏まえ、学校における独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度と同程度の補償内容となるよう努める。

(6) 会費の適切な設定と保護

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒、保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。

イ 市教育委員会は、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用等の支援等の取組について検討する。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、『スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞』に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

4 学校部活動を地域へ移行するための環境整備

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行を推進するに当たっては、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組む必要がある。

スケジュール等の概ねの目安は次のとおりである。

(1) 休日の学校部活動の地域移行に関する達成時期の取扱い

ア 休日における地域クラブ活動への移行をおおむね達成する目標時期について、国・県からは令和5年度から令和7年度末までの改革推進期間が示されたが、本市では次のように段階的なスケジュールとする。

令和5年度：協議会の設定、地域移行の在り方についての検討する
令和6年度：市で1部活動の地域移行を目指す
令和7年度：前年度の取組を踏まえ、市で3部活動の地域移行を目指す 全部活動地域移行完了までの推進計画を示す
令和8年度以降：推進計画に基づいて地域移行を進める

イ 市教育委員会は、改革推進期間終了後において、学校部活動の地域移行に向けた環境整備に係る進捗状況等を評価・分析し、継続して地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に取り組む。

(2) 学校部活動と地域クラブ活動の関係性の整理

ア 地域におけるスポーツ・文化芸術環境の整備について、まずは、休日における地域クラブ活動環境整備を着実に進める。その際、休日と平日で指導者が異なる場合には、あらかじめ指導者等の間で指導方針や生徒の活動状況に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等へ説明を丁寧に行う。

イ 平日における環境整備については、前記アを推進する中で、課題を整理していく必要がある。

ウ 市教育委員会は、前記3ウに示す協議会等によるアンケートなどを通じて生徒のニーズを適宜把握しつつ、学校部活動との活動内容のバランスを考慮した上で、地域クラブ活動環境の整備方法等を検討し、実行する。また、協議会等における検討状況等については、随時ホームページ等で公開する。

エ 学校部活動から地域クラブ活動へ移行するに当たっては、体制整備を段階的に進める。（令和6年度：モデル事業として1部活動実施 ⇒ 次年度以降：部活動数を増やしていく）

オ 改革推進期間終了後も休日に学校部活動を実施する場合には、生徒の活動環境を確保するとともに、教師の適切な勤務時間管理にも配慮する観点から、原則として部活動指導員による運用とし、できるだけ早期に地域クラブ活動へと移行する。

カ 前記2（3）及び3（3）は、成長期にある生徒に対し、心身の成長への影響に関する知見を根拠とすることから、学校部活動と地域クラブ活動の両方へ参加している場合、活動ごとの適切な休養日等の設定としてではなく、総括した活動として捉え、遵守する必要があることに留意する。

（3）市教育委員会における総合的・計画的な取組

ア 市教育委員会は、前記（1）から（2）の内容を踏まえ、具体的なスケジュールを含めた推進計画を策定する。

イ 前記アについて、市教育委員会は、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や方針、具体的な取組内容、見込まれる効果、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

ウ 市教育委員会は、関係部署・団体の緊密な連携・協力に基づき、計画の各段階における課題を整理し、合理的な推進組織体制を整備する。

エ 市教育委員会は、部活動地域移行の取組に対して地域のスポーツ・文化芸術団体等から多面的に協力を得ることができるよう、地域のスポーツ・文化芸術団体等の取組への助言・支援を行い、連携を深める。

オ 市内中学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を活かし、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に関して、市教育委員会や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。

5 大会等への参加

(1) 生徒の大会参加

ア 市教育委員会は、生徒が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や指導者の過度な負担とならないようにする。

イ 校長や地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、前記アの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

(2) 大会運営への従事

ア 市教育委員会と校長は、学校部活動における大会等の引率は、原則として部活動指導員が単独で担うなどして、できるだけ教師が引率しない体制を整える。

イ 市教育委員会や校長は、大会運営に参画する教師等の服務について、大会の主催者からの委嘱を受けて従事することから、実費弁済の範囲を超えて報酬を得る場合には兼職兼業の許可を要する。その際、大会が教師等としての勤務時間内に行われる場合は、併せて職務専念義務の免除手続きが必要となることに留意する。

6 安全に配慮した体制整備

スポーツ・文化芸術活動の実施に当たっては、活動の特性に応じて、怪我や事故、熱中症等の予防だけでなく、自然災害を含めた緊急時の対応等を適切に行うことができる組織体制を整備する必要がある。特に、学校部活動と地域クラブ活動が併存する中、スポーツ・文化芸術活動における管理責任の所在が異なる場合においても、安全確保に関する連携に切れ目なく取り組む重要性を踏まえ、体制整備を進めていく。

ア 市教育委員会及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、法令に基づいて施設や設備の定期的な安全点検を行うだけでなく、指導者や参加者に対しても、日常的な安全確認や点検を行うよう、適宜、指導・是正を行う。

イ 市教育委員会及び地域クラブの運営団体・実施主体において、活動する施設や設備を供用する場合、それぞれが円滑に管理できる体制を構築する中で、AEDの使用が容易であり、施設や設備を使用前後の状態や安全面に関する引継ぎも併せて把握できる環境の構築に配慮する。

ウ 市教育委員会及び地域クラブの運営団体・実施主体は、活動中の怪我や事故、自然災害等に備え、事前に対応を確認する。その際、安全確保への協力体制として、必要に応じて危機管理マニュアルを共有したり、保護者への連絡等に関する連携をしたりする等が考えられる。

エ 学校部活動及び地域クラブ活動の指導者は、安全上の配慮及び緊急事態時の対応が求められることを鑑み、活動内容や指導対象に応じて一次救命処置講習を受けるよう努める。

オ 熱中症への対応については、活動の内容や気象条件に応じてリスクが高まること、また、命の危険に直結することから、スポーツ・文化芸術活動の実施に当たっては、適切な対応が求められる。

したがって、下記の基準を共有するとともに、前記３ウに示す協議会の連絡系統を活用するなど、熱中症警戒アラート等の情報を伝達する仕組みを整備し、必要な連携を行う。

暑さ指数（WBGT）については、運動を伴う活動前に毎回、計測・確認するとともに、気候の変化に注意しながら、活動中適宜、計測・確認する。

表2-1 暑さ指数（WBGT）に応じた注意事項等

※千葉県教育委員会「地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域部活動の在り方に関するガイドライン」より 出典：環境省夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン 2020 を一部改変）

暑さ指数 (WBGT)	湿球 温度	乾球 温度	注意す べき活動の 目安	日常生活に おける注意 事項	熱中症予防運動指針
33度以上 熱中症警戒アラート発表					
31℃以上	27℃以上	35℃以上	すべての 生活活動 でおこる 危険性	外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止※ 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合は中止すべき。
28～31℃	24～27℃	31～35℃		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	嚴重警戒(激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20 分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人は運動を軽減または中止
25～28℃	21～24℃	28～31℃	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休憩を取り入れる。	警戒(積極的に休憩) 熱中症の危険度が増すので積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では 30 分おきくらいに休憩をとる。
21～25℃	18～21℃	24～28℃	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意(積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

※特別の場合とは

医師、看護師、一次救命処置保持者のいずれかを常駐させ、救護所の設置、及び救急搬送体制の対策を講じた場合、涼しい屋内で運動する場合等のこと。

1 一次救命処置保持者

心肺蘇生法及び AED の一次救命処置に係る救急救命の講習を受けており一次救命処置ができる、かつ熱中症の応急処置について理解しており、処置行動がとれる者。

2 救護所の設置

風通しのよい日陰や、できればエアコンの効いた室内等で、当事者が避難及び休憩できる場所を設置してあること。

3 救急搬送体制

当事者の応急処置、救急車の要請等、有事の際の救急連絡体制が整っていること。

※熱中症警戒アラート（試行）の運用指針、日本スポーツ協会熱中症予防運動指針参照

7 おわりに

これまで、学校部活動の担ってきた教育的意義や役割は大きいですが、少子化に伴う生徒数の減少、生徒や保護者のニーズの多様化、教職員の働き方改革の推進等の多くの課題があり、各中学校において、これまでと同じように運営を続けていくことが難しくなっている。

部活動の教育的意義を継承し、生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保しながら、教職員の働き方改革を推進するため、本市においても学校部活動の地域移行を進めていくこととなった。

地域移行を進め、持続可能な新たな仕組みを構築していくには、学校・家庭・地域に市としての方向性を示して共通理解を図り、市全体で一体的な取組を行っていく必要がある。本ガイドラインは、その方向性を示すものである。

本ガイドラインの内容を踏まえ、本市の地域力を生かした新たな仕組みを創っていく上で、行政・学校・家庭・地域の連携は欠かせないものである。市教育委員会関係部署と地域スポーツ文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会を定期的を開催するとともに、市ホームページ等で適切に保護者及び地域への情報提供を行うことで理解と協力を得ながら、連携体制の構築を進めていきたいと考える。

なお、本ガイドラインに「四街道市運動部活動ガイドライン（令和元年6月改訂）」と「四街道市文化部活動ガイドライン（令和元年6月）」を統合することとする。

各中学校には、学校の実態に応じて、効率的で効果的な部活動指導が行われるよう工夫を凝らし、指導者の資質向上も図りながら、生徒にとって適切な部活動の運営になるよう努めていただきたい。

※本ガイドラインについては、適宜、課題解決に向けた見直しを行うこととする。

部活動の活動方針（例）

四街道市立

中学校

教育目標	・学校教育目標 ・学校教育目標と部活動との関連、また、部活動の教育的意義等	
部活動の 基本方針	特色	（記載例） ・学校設備や地域の特性を活かした運営方針 ・顧問の構成や考え方等 ・生徒の雰囲気や取組状況 等
	適切な指導	（記載例） ・科学的なトレーニングや合理的な指導法に関する方針 ・体罰・ハラスメントの根 絶等
	適切な活動時間	（記載例） ・ガイドラインに準拠した活動時間 ・休養日の明記 ・試験前や休業中の活動に関する方針 ・大会前の練習の扱いや休養日の振替に関する運用方法
	安全管理	（記載例） ・安全指導の在り方 ・安全点検に関する取組 ・熱中症への対応 等

その他

（記載例）

- ・外部団体や保護者との連携に関すること。
- ・上記事項に当てはまらないもので、周知が必要なもの。

【巻末資料2】

四街道市立 中学校
〇〇部 活動方針（案）

教育目標	・学校教育目標 ・学校教育目標と部活動との関連、また、部活動の教育的意義等
活動方針	
年間計画（参加大会・練習方針等）	
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	

【巻末資料 3】

四街道市立

中学校

〇〇部

〇月

活動計画表（例）

日	曜	練習時間		予定・内容・場所	備考 (休養日振替)
		朝練習	午後（通常）練習		
1		～	～		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
【月間目標】				【連絡事項】	

